

令和2年(ワ)第24587号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

原 告 伊藤時男

被 告 国

準備書面(7)

令和6年6月3日

東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

被告指定代理人 安 實 涼 子
三 森 久 舟
内 村 誠
小 林 秀 幸
原 田 耕 太
戸 部 美 起
閔 口 晃 司
橋 口 喜 一 郎
河 合 辰 哉
猪 苗 代 隆 行

西 尾 洋 平

小 澤 雄 平

被告は、本準備書面において、第15回口頭弁論で実施された原告本人尋問（以下「本人尋問」という。）の内容を踏まえ、従前の主張を補充する。

なお、原告本人尋問における供述内容は、「本人調書・〇ページ」として引用し、その他の略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告の入院形態は明らかでなく、原告の主張は前提を欠いていること

1 原告は、国会議員の立法不作為並びに厚生大臣及び厚生労働大臣の不作為が国賠法上違法である旨主張するところ、その主張の前提として、原告が同意入院若しくは医療保護入院又は任意入院をしていたと主張する。

しかしながら、原告の [] 病院への入院形態につき、原告が同意入院又は医療保護入院をしていたことの有無やその期間は判然とせず、昭和48年9月2日から平成15年4月30日までの間、同意入院又は医療保護入院をしていたとは認められないこと（被告準備書面(3)・7ページ、被告準備書面(4)・4及び5ページ）、任意入院期間を明らかにする証拠も提出されていないこと（被告準備書面(4)・19ページ等）は、これまでに被告が繰り返し述べてきたとおりである。

2 この点につき、原告は、本人尋問の主尋問において、[] 病院への入院につき、入院当初は同意入院であり、途中で任意入院に変わった旨（本人調書・4、18、19及び34ページ）を供述するが、原告の入院形態を的確に示す証拠は提出されていない。

むしろ、原告は、本人尋問の反対尋問において、同意入院だったことを誰から聞いたのかとの質問に対し、「誰かからって、父親が入院させたから、やっぱり同意入院じゃないかと思った。」と供述し（同・26ページ）、父親から同意入院であったと聞いたわけではなく、医師から入院形態に係る説明を受けたかも分からない旨、入院形態についてきちんと聞いたことはなかった旨を供述している（同・26及び27ページ）。また、原告は、その陳述書において、

■病院への「入院形態について私が医師等から説明を受けたことはありません。自分が同意入院・医療保護入院なのか、任意入院なのかは一切わかりませんでした。」と供述している（甲A9・6及び7ページ）。

これらの供述等の内容からすると、原告の主尋問における上記の供述をもって、原告が■病院に同意入院又は医療保護入院をし、途中で任意入院に切り替わったなどといった事実を認めることはできない。

3 結局のところ、原告の入院形態は立証されていないというほかなく、原告が同意入院若しくは医療保護入院又は任意入院をしていたことについては、明らかでないことから、原告の主張は前提を欠くものである。

したがって、原告の請求に理由がないことは明らかである。

第2 原告が主張する国会議員並びに厚生大臣及び厚生労働大臣の各不作為により、原告が退院できなかったとは認められないこと

1 原告の主張

原告は、原告が主張する国の違法行為によって、結果として原告が退院できなかったと主張するところ、その具体的な事情については、本人尋問において、退院のために院内作業・院外作業を行い、病院の職員に退院したいと申し出た際には、家族がいいと言えば退院できると言われ、父親に退院したいと申し出た際には、病院がいいと言えば退院できると言われ（本人調書・10及び11ページ）、父親に入院させられているという意識であった旨（同・18ページ）、父親が死亡した後は、「施設症」になっていたので、退院を諦めていた旨（同・19ページ）を供述し、その陳述書においても、「私が退院を申し出たら、家族の了解がなければ退院できないとか、院長の了解がなければ退院できないなどと言われ」た（甲A9・7ページ）と供述する。

2 被告の反論

(1) 原告が退院することができなかつたのは、その病状や家族側の事情による

ことがうかがわれること

ア(ア) 原告は、■病院への入院当初、妄想の症状があったと供述している
(本人調書・5及び31ページ)。

(イ) その後、原告については、その入院診療録上、平成2年9月3日に、「(何故入院してる)」それは時々病気が再発するんだ?」「(病気になるとどうなる?)」誇大的な妄想が出てくるんだ?「俺は伊達政宗の子孫だなんて思ってしまうんだ!」(甲A6・下部のページ数で53ページ(以下、甲A6につき同じ))と述べた旨、平成3年10月30日に、「薬減らした時は怪可しかったんだ。余りドラマ見ないようにしてるので。伊達政宗になっちゃって、云い触らしたの。いつでもそうなんだ。偉い人の親戚になったような気がして。でも病識があって自分で全部覚えてるんです。それでも自分で止められないんだな。」(同・71ページ)と述べた旨の記載がある。また、原告の入院診療録上、平成5年5月5日に「一年に一回 なぜか悪化する」(同・85ページ)、同年12月1日に「今年は去年の様に急性増悪期がなくて済みそうである」(同・88ページ)と記載されている。これらの記載によると、原告は、周期的に病状の悪化と軽快を繰り返していたことがうかがわれる。

また、原告は、平成元年3月に保護室に入った(甲A6・67ページ)ほか、平成16年1月31日午後1時20分から「興奮、衝動行動、不穏多動、迷惑行為、幻覚妄想、異常行為」により隔離が行われ(同・171ないし173ページ)、その後、同年2月4日から同年3月10日まで、夜間隔離が継続したこと(同・177ないし184ページ)ことが認められる。これらの事実からすると、原告の症状は、時に急激な悪化をみせることがうかがわれる。

これらの点については、原告も、具体的な症状は覚えていないと述べるも、起立性低血圧でふらふらになり、歩けなくなった旨(本人調書・

5及び6ページ)、よくなったり悪くなったりの繰り返しがたまにある旨、平成16年1月には、急に体調が悪くなり、幻視と幻覚によって保護室に入った旨を、それぞれ供述している(同・31ページ)。

(イ) これらの事情を踏まえると、原告の病状が、病院として原告を退院させることができないものであった可能性や、病院の管理者において退院のための手続が採られなかったことにより、原告が退院できなかつた可能性が考えられる。

イ(ア) また、原告の家族が、原告の退院を認めていなかつた可能性も考えられる。

(イ) すなわち、原告は、退院について父親から、平成3年10月30日以前に、「誰が見ても快くなったら退院させてやる」(甲A6・71ページ)と言われており、平成4年1月8日の面会時の話の際にも、「お父さんの考えはみんなが見て時男快くなつたなと云つたら退院させてやると云つてゐるんです」(同・73ページ)と話しており、本人尋問でも同趣旨の供述をしているが(本人調書・31及び32ページ)、その入院診療録には、退院の準備段階と考えられる外泊について、平成2年9月5日に、「外泊はさせて呉れないんだ。(中略) 母親の墓詣りに行きたいと云つたんだけれど、何処でも良いから其処で拝んでろと云うんだ。全く無責任なんだ。」(甲A6・54ページ)と記載され、平成6年5月9日にも、「8月頃外泊したいと話したのですが、あまり良い返事がもらえなかつた」(同・91ページ)と記載されている。

また、その陳述書には、「父親に、私は退院のことを訴えたりしました。しかし、父親からは、「家の事情も考えてみろ、母さん(義母)にお前のことまで出していくなんて言わされたら父さん困る、がまんしてくれと」と言われました。」(甲A9・8ページ)と記載されている。

これらの記載によれば、原告の父親が、原告の退院や外泊を認めてい

なかつた可能性がある。

(イ) また、原告の父親の死後、原告の義弟が複数回面会に来ていたが（甲 A 6 - 21、194、202、242 及び 250 ページ。本人調書・30 ページ）、原告は、当該義弟に対し、退院の話をすることもなかつた旨を供述している（本人調書・32 ページ）。このほか、原告の入院診療録には、平成 15 年 10 月 21 日の病院側と原告の義母及び義弟の話し合いについて、「退院については、病院の方で任せるとの由。但し、退院後も [] への（原文ママ）来ない様にしてほしい。以前より、時男の将来については危惧していたが、義母側としてはどうして良いか判断に迷っていたとの事」との記載があること（甲 A 6 - 167 ページ）からすると、原告の義弟等も、事実上、原告の退院を認めていなかつた可能性がある。

(エ) これらの事情を踏まえると、原告の退院について原告の家族との調整が整わず、病院の管理者において退院の手続が採られなかつたことにより、原告が退院できなかつた可能性も考えられる。

(2) 原告が入院の継続を選択していたこと

ア 入院診療録によれば、原告は、平成 10 年 1 月 16 日に、父親同席の下、担当医に対し、「退院したい、自立自活したいが、それには当院給食課に就職したいと思っている」（甲 A 6 - 116 ページ）と話し、同年 11 月 13 日に「退院したいんです。今、年金貰っているけど退院して働くと減額されるので心配です。」（同 - 123 ページ）と述べたことが認められる一方で、平成 11 年 7 月 17 日には、「1 週間前ぐらいから栄養作業休んでます。（中略）毎日、皆とレクに参加しています。絵を描いたり、音楽を聴いたりして過ごしてます。」と、同月 26 日には、「作業はずっと休んでいます。もうやめるつもりです。今の方が毎日楽しい。皆とやることがたくさんある。作業はたいへんでした。」と、それぞれ述べたことが認めら

れる（同・128及び129ページ）ほか、同年9月11日には、「退院して働くよりも入院している方が楽だとのこと。生活には障害者年金のため、困らないと。」（同・130ページ）と記載され、同年10月19日には、「父親はボケて [] の施設に入ってしまいました。退院して働く夢はもうなくなりました。栄養作業するより、毎日レクやOTをして楽しく暮らそうと思って。」（同・131ページ）と述べたことが認められる。

これらの経緯からすると、原告は、平成11年7月以降は、退院に向けて就職することよりも、病棟において、レクリエーション等をして楽しく過ごすこと、すなわち、入院を継続することを選択したと考えられる。

原告は、平成11年9月に「退院して働くよりも入院している方が楽だ」と述べた点につき、本人尋問において、「施設症」になっていたからであると述べる（本人調書・32及び33ページ）ほか、退院したいという気持ちがなくなつていったきっかけについて、父親の死後の話であるとした上で、「やっぱりもうそのころは、もうあきらめてたからね。もう退院なんかできないのって。施設症になってた。」（同・19ページ）、「やっぱり父親が死んでから、落ち込んで、やっぱりもう絶望的になって、もう誰も助けてくれないと思ったから、だんだん施設症になった」（同・32ページ）と述べる。しかし、原告が「退院して働くよりも入院している方が楽だ」と話したのは、平成11年9月であり、原告の父親が死亡したことを知った平成13年10月28日より2年以上前の時点である上、原告自身、入院している方が楽だという気持ちがあったと述べているのであるから（同・33ページ）、原告は、「施設症」によって退院を躊躇めたのではなく、自分の判断で入院の継続を選択したと認められるというべきである。

イ また、入院診療録によると、原告については、平成15年7月22日に「「今日、退院について諸経費等どの位かかるかを説明されたんです。」（中略）「実際は退院すると大変だということがわかりました」と答える。」（甲

A 6・162ページ)と記載されている。また、原告は、本人尋問においても、退院すると大変だという気持ちはあった旨供述しており、具体的には「仕事をしなきゃならないし、第一、仕事をやるのに、どの仕事をやるか、分かんないし。何から何まで、大変だななんて。家を見つけなきゃならないし、そういうのがあったから。」と供述し、入院している方が楽だという気持ちになっていた旨を供述している(本人調書・33ページ)。

ウ これらの事情を踏まえると、原告は、入院しているほうが楽であると考え、自分の判断で入院の継続を選択し、退院に係る手続きを探らなかつたと考えられる。

3 小括

前記第1で述べたとおり、原告が昭和48年9月2日から平成15年4月30日まで同意入院又は医療保護入院をしていたとは認められず、原告の任意入院期間も明らかでないことから、原告の主張は前提を欠くものであるし、被告の令和5年10月2日付け準備書面(6)(2ないし16ページ)で述べたとおり、国會議員並びに厚生大臣及び厚生労働大臣の各不作為に係る原告の主張は理由がなく、国賠法上の違法は認められない。

それらの点をおくとしても、入院形態に応じて退院に係る手続は異なるものの、同意入院、医療保護入院及び任意入院のいずれについても、精神保健福祉法等に退院に係る手続が定められており(被告準備書面(1)・11ないし21ページ、被告準備書面(4)・20及び21ページ)、前記2で述べた各事情を踏まえると、原告が平成24年10月22日まで退院できなかつたのは、原告が退院の要件を満たさなかつたことによるものである可能性があるほか、原告が退院に係る手続を探らなかつたこと、又は原告が入院していた病院の管理者において、退院のための手續が採られなかつたことに起因するというべきである。

したがって、原告が主張する国會議員並びに厚生大臣及び厚生労働大臣の各不作為を原因として原告が退院できなかつたとは認められないから、原告の主

張は理由がない。

第3 結語

以上のとおり、原告の主張は理由がないから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上